

(仮称) 新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例 の制定に向けた骨子の策定及びパブリック・コメントの実施結果について

新宿区では、手話が言語であることへの理解及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進し、誰もがいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指すため、新たな取り組みとして(仮称)新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子(案)を公表し、広く区民から意見を求めるためパブリック・コメントを実施しました。

本パブリック・コメントでの意見を踏まえて、骨子(案)のとおり(仮称)新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子を策定しました。

今後は骨子を基に、(仮称)新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の制定を進めます。

1 パブリック・コメントの実施状況

(1) 実施期間

令和2年2月15日(土)から令和2年3月16日(月)まで

(2) 周知方法

令和2年2月15日号の広報新宿及び新宿区ホームページに掲載

(3) 閲覧・配付場所等

障害者福祉課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、

中央図書館・他区立図書館9館、

障害者福祉センター・他区立障害者施設5所、

視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー、新宿区のホームページ

※下線の施設では条例骨子案の点字版及び音声版を用意しました。

(4) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

(5) 説明会(日程・会場)

以下のとおり説明会を開催しました。加えて、区内の障害者団体には個別に説明を行いました。

日程	会場	出席人数
令和2年2月20日(木) 14時から	区立障害者福祉センター会議室	28人

なお、令和2年2月25日(火) 18時30分から新宿区役所本庁舎地下1階 11会議室で予定していた説明会は新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため中止しました。

2 実施結果

(1) 意見提出者	49名（団体含む）	
(2) 提出方法	ホームページ	5名
	持参	11名
	郵送	6名
	ファックス	27名
(3) 意見件数	83件	
(4) 意見内容	資料1のとおり	
(5) 意見の反映等	A 意見を反映する	0件
	B 意見の趣旨は区の方向性と同じ	16件
	C 今後の参考とする	58件
	D 意見として伺う	8件
	E 質問に回答する	1件

3 （仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子

資料2のとおり

**(仮称) 新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の制定に向けた
パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方**

(仮称) 新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例		
意見項目	件 数	意見番号
条例の名称	2 件	No. 1、2
1 条例の目的	2 件 (同一意見外 2 件)	No. 3、4
2 定義	1 件 (同一意見外 1 件)	No. 5
3 基本理念	4 件	No. 6～9
4 各主体の責務と役割	3 件 (同一意見外 6 件)	No. 10～12
5 施策の推進	18 件 (同一意見外 26 件)	No. 13～30
6 意見の聴取	0 件	
その他全般	18 件	No. 31～48
合 計(意見提出者 49名)	48 件 (同一意見外 35 件)	
	合計 83 件	

NO.	意見の要旨	骨子案の項目		意見への対応		区の考え方
1	目的や定義に障害者と明記しているので条例の名称を(仮称)新宿区手話言語及び多様な意思疎通の促進に関する条例としてほしい。	-	条例の名称	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 条例の名称については、パブリックコメントでのご意見も参考にして決めていきたいと考えています。
2	条例名はこのままにしてほしい。	-	条例の名称	C	今後の参考とする	
3	「手話は聞こえない人の言葉、言語であること」へ理解が広がり、聞こえない子ども達が手話を身につけられ、聞こえない人達がこれからずっと安心して手話を使って生活できるよう、手話言語条例は必要である。手話を使うことが特別ではなく、会話の1つの手段として認知され、また、障害者の平等に知る権利が保護される。手話が言語であると条例で明記し、決定してほしい。 (同一意見外2件)	1	条例の目的	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	ご意見の趣旨は区の方向性と同じです。 障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進することにより、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目的とし、条例の制定に向け、取り組んでまいります。
4	精神障害者にとって意思疎通の妨げになることは「偏見」です。「偏見」のない世の中が精神障害者の意思疎通の促進に欠かせないとの認識のもとに条例を制定してほしい。	1	条例の目的	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	ご意見の趣旨は区の方向性と同じです。 障害者に対する偏見をなくすためにも、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進することにより、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目的とし、条例の制定に向け、取り組んでまいります。
5	触手話、指点字、代筆など、盲ろう者の意思疎通手段を障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の定義に加えてほしい。 (同一意見外1件)	2	定義	D	意見として伺う	ご意見として伺います。 多様な意思疎通手段につきましては、現在挙げているだけではなく、他にも多くの多様な手段があります。盲ろう者の意思疎通手段は「その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段」に含めています。
6	手話の定義について「音声言語と同等の意味を持ち」ではなく「音声言語と同等の機能を持ち」へ変更するべき。	3	基本理念	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 言語としての機能に加えて、言語の成り立ちや文化的な背景などを含めて同等の意味を持つものと表現しています。

NO.	意見の要旨	骨子案の項目		意見への対応		区の考え方
7	基本理念に「音声言語と同等の意味を持ち、扱うべきもの」のかわりに、「手話は視覚言語であること」の文言を入れてほしい。	3	基本理念	D	意見として伺う	ご意見として伺います。 すでに、2の「定義」の中で手話言語については視覚言語と説明しています。
8	人工内耳の手術を受けても手話を使っている方がいる。音声言語と手話言語があることを忘れないで手話言語条例を制定してほしい。	3	基本理念	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	ご意見の趣旨は区の方向性と同じです。 条例骨子案では基本理念に「手話は、日常生活や社会生活を送る上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等の意味を持ち、扱うべきもの」と定めています。
9	医療機関に人工内耳以外の方法もあると知ってもらうよう取り組むとともに、自治体としても、検診や保護者向けの相談の際に、手話で育児を行っている事例など、聴覚障害児を持つ両親へ意思疎通支援手段の情報提供を適切に行ってほしい。	3	基本理念	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	ご意見の趣旨は区の方向性と同じです。 手話を含む障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、区民や事業者の協力が欠かせないと考えています。そのためにも条例骨子案では区民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとしています。
10	区民・事業者に対して条例基本理念の理解が図られるよう積極的に取り組んでほしい。	4	各主体の責務と役割	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	ご意見は今後の参考とします。 手話を含む障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、区民や事業者の協力が欠かせないと考えています。そのため、条例骨子案では「区民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるもの」としています。手話講習会の充実など、様々な場所で手話等が利用できる社会環境づくりを進めるためにも、条例の制定に向け、取り組んでまいります。
11	人々の障がいに対する理解、啓発を各社会全般に対する研修等を通じて、合理的配慮が共通認識になるように広めてほしい。	4	各主体の責務と役割	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 手話を含む障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、区民や事業者の協力が欠かせないと考えています。そのため、条例骨子案では「区民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるもの」としています。手話講習会の充実など、様々な場所で手話等が利用できる社会環境づくりを進めるためにも、条例の制定に向け、取り組んでまいります。
12	病院、警察署、百貨店や職場などで手話ができる職員の配置や手話通訳者の派遣により、手話により意思疎通ができる環境を整えてほしい。 (同一意見外6件)	4	各主体の責務と役割	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 手話を含む障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、区民や事業者の協力が欠かせないと考えています。そのため、条例骨子案では「区民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるもの」としています。手話講習会の充実など、様々な場所で手話等が利用できる社会環境づくりを進めるためにも、条例の制定に向け、取り組んでまいります。

NO.	意見の要旨		骨子案の項目		意見への対応	区の考え方
13	失語症は、脳卒中や外傷による脳の損傷が原因で、それまで普通に誰ともコミュニケーションを交わしていた人が、ある日突然自分の意思を自由に伝えたり、周囲の人の言葉や情報を理解できなくなったりする。言葉の障害の故に、障害があっても普通に暮らすために周囲に配慮を要求することもできず、人や社会とのつながりを絶たれたり、自分の意志に反した行動や状況を余儀なくされている。そのためにも東京都が育成している失語症者向け意思疎通支援者を新宿区でも派遣できるよう、条例を制定してほしい。 (同一意見外23件)	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 条例骨子案では対象となる障害者には、失語症者や難病による意思疎通に支援が必要な方も含まれています。基本理念では「障害者は、情報を取得し、又は自らの意見を発信するに当たり、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を自由に選択する機会が最大限尊重されること」としています。失語症者向け意思疎通支援者養成講習会修了者の派遣や様々な意思疎通手段の支援など、施策を推進する中で研究してまいります。
14	ALSのような難病で意思疎通を欠いている人などに対する意思疎通支援者を新宿区でも派遣できるよう、条例を制定してほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	
15	高齢者施設で聴覚障害者が孤独感や疎外感を感じることはないよう、手話ができるスタッフを配置するなどの配慮してほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 多様な意思疎通手段の選択の機会が確保されるためには、その支援者や指導者の確保・養成が必要であると認識しています。手話講習会のあり方を含め、必要により障害者その他関係者からご意見を頂きながら施策を推進してまいります。
16	専任手話通訳者(正規職員)の採用又は任用してほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進するにあたっては、職員が率先して取り組む必要があります。職員が手話に触れることが大切であり、研修等を通して機会を設けるなど、関心度を高め、啓発してまいります。
17	聴覚障害者の生活に関することは手話通訳者を配置した説明会の実施や新宿区ホームページの手話動画の配信などにより、手話での説明を行ってほしい。今回の条例が可決、施行された際も、ホームページに手話言語条例を手話に翻訳した動画を掲載してほしい。 (同一意見外1件)	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 手話動画の配信等については、手話言語条例の翻訳も含め、必要に応じて検討してまいります。

NO.	意見の要旨	骨子案の項目		意見への対応		区の考え方
18	高齢などにより突然失聴したとしても手話の基礎があれば困ることも少なくなるため、手話言語を幼稚園、小学校、中学校など教育科目に入れてほしい。 (同一意見外1件)	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 手話言語を教育科目に入れることは、学習指導要領との関係もあり現状では難しい状況ですが、各校では、障害者理解教育や人権教育の推進を通して、聴覚障害について学び、手話に触れる機会を設けるなど、学齢期における障害者理解に取り組んでまいります。
19	義務教育の場で手話に触れ合う機会を政管主導で行う方法はないか。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	
20	子どもたちがろう者と交流し、手話を学ぶことができる機会を設けるためにも、小中学生を対象とした手話講座を実施してほしい。また、若い人たちに、手話通訳を目指してもらいたい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	
21	手話をどこへいっても通じる世の中にするとともに、手話という「言語」への理解を促進させ、それを支えてきてくれた人たちを最大限支援してほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 様々な場所で手話等が利用できる社会環境づくりを進めるため、条例の制定に向け、取り組んでまいります。
22	意思疎通支援を行う手話通訳者等の確保、養成は、本条例の目的達成のために必要不可欠である。意思疎通支援を行う手話通訳者等の処遇は十分ではない。処遇改善について条例に規定し取り組んでほしい。 (同一意見外1件)	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 多様な意思疎通手段の選択の機会が確保されるためには、その支援者や指導者の確保・養成が必要であると認識しています。意思疎通支援者の処遇改善や技術向上などの業務上の環境の充実に向けた取り組みについて、関係者からもご意見を頂き状況に応じて検討してまいります。
23	手話通訳者も高齢化が進んでおり、手話を学ぶ人の数も減ってきている。人員の確保は今後より困難になると想定される。手話通訳者の養成、確保、技術向上等についても規定してほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	
24	健常者とろう者の共存共栄の社会を育て進められるよう手話講習会を進めてほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	
25	手話通訳者は身分保障がないため不足しています。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	
26	新宿区にも手話言語条例が制定されることをとても喜ばしく思っている。手話を第一言語とするろう者の意見、ろう者の支援者さらに手話通訳者や要約筆記者などの意思疎通支援の担い手の意見を取り入れ、より良い条例を作してほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	

NO.	意見の要旨		骨子案の項目		意見への対応	区の考え方
27	障害者の中には日本語の理解ができない方、多少は読めるが難解な文書は読めない方向けに、特に災害時などの緊急時、感染症拡大時など、やさしい日本語で伝わる情報の提供をしてほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 障害者向けに限らず、区民等に向けたパンフレットやリーフレットなど、わかりやすい文書を使うよう心がけています。条例についてはリーフレット等を活用して理解の促進を進めてまいります。
28	失語症など言語に障害がある事は外見では、なかなか周囲にわかりづらい。障害に適した、個々の障害にあった意思疎通支援を促進してほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	
29	条例の中に災害に関することを入れてほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進を図っていくためには、条例を制定するだけでなく、具体的な事業を検討していくことが必要と考えます。この条例は、意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念や区の責務等を定めるものです。 条例の目的を達成するために、どのような事業を行うのが効果的なのか、関係者等と協議しながら検討してまいります。
30	聴覚障害者向け電話リレーサービスを導入してほしい。	5	施策の推進	C	今後の参考とする	

NO.	意見の要旨		骨子案の項目		意見への対応	区の考え方
31	健聴者の音声言語と同じように聴覚障害者にとって手話は大事な言語です。聴覚障害者の夢である手話言語法に関する条例の実現に期待いたします。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	ご意見の趣旨は区の方向性と同じです。 手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進することにより、障害の有無や障害の種別にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目的とし、条例の制定に向け、取り組んでまいります。
32	一日も早い条例の制定を希望する。障害があることで身体的、精神的に負担がある日常を健常者と変わらずに負担の少ない生活を送れる毎日が来ることで差別なく「平等」の社会になってほしい。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	
33	私達が普段使っている言葉で、手話にはない言葉が沢山ある。聴こえる人達が大勢いる中に聴こえない人が一人いた時、その人が孤独にならない社会になる為に手話が言語であると皆が理解しなければならない。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	
34	手話言語について理解者の拡大を希望する。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	
35	聴覚障害者は耳が聞こえないだけで、見ただけでは健聴者と区別ができません。そのため、様々な不便を感じたり誤解を生じることがある。 例えば、後ろから話しかけられても聞こえず、無視をしたと相手に誤解されたり、大切な情報を得ることができない。手話という視覚言語を利用するろう者の存在を理解してほしい。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	
36	聞こえないということはどういうことか、聞こえない人間は声は大きくないが確実に存在しており、その存在を理解してほしい。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	
37	手話は言語であることを他の障害者にも理解してほしい。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	
38	聴覚障害者への理解が広まり、手話ができなくても、その他の手段を利用するなど適切に対応してほしい。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	

NO.	意見の要旨	骨子案の項目		意見への対応		区の考え方
39	手話言語と同様に視覚障害者にとって点字は文字として、他の障害者の特性ごとに重要なコミュニケーション手段があることを理解してほしい。	7	その他全般	B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	ご意見の趣旨は区の方向性と同じです。定義では障害の特性に応じた多様な意思疎通手段として手話と点字、その他の手段を並記しています。また、「障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を自由に選択する機会が最大限尊重されること。」を基本理念としており、その理解についても推進してまいります。
40	手話言語だけを条例の名称に取り入れる理由があるのか。	7	その他全般	C	今後の参考とする	ご意見は今後の参考とします。手話言語については、定義の中で視覚言語と説明しており、言語としての理解を促すものです。また、点字、筆談、拡大文字及び手話は意思疎通のための「手段」です。各手段はそれぞれ利用する障害者にとって等しく大切なものと認識しています。
41	条例の名称及び内容において障害者への扱い方に偏りがない条例にしてほしい。	7	その他全般	C	今後の参考とする	
42	条例の目的、基本理念等に「手話言語」の文言が冒頭にある。別記せず文言を障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に含めて記載してほしい。	7	その他全般	C	今後の参考とする	
43	骨子案の条例の名称と記載内容では手話言語以外のコミュニケーション手段が、区民・企業・事業所に認知され理解されない。	7	その他全般	D	意見として伺う	ご意見として伺います。障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進を図っていくためには、条例を制定するだけでなく、具体的な事業を検討していくことが必要と考えます。この条例は、意思疎通手段の利用の促進に関し、基本理念や区の責務等を定めるものです。条例の目的を達成するために、どのような事業を行うのが効果的なのか、関係者等と協議しながら検討してまいります。
44	手話は日本手話、日本語手話、国際手話などあり、あらゆる手話を言語とし、手話のほか、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、指文字、ひらがな表記、サイン、写真、絵画、手話動画画像などの手段を入れる必要がある。定義に手話通訳、手話ボランティアを入れ、他に「ダイバーシティ」、「LGBTQ」を含めてほしい。	7	その他全般	D	意見として伺う	ご意見として伺います。障害者基本法第3条の趣旨を踏まえ、条例では手話を言語と定義しています。さらに、障害の特性や障害者の意思に応じて、情報の取得や意思疎通のための手段を選択することができる環境づくりを進めることで、共生社会の実現を目指しています。また、手話は、音声言語ではなく、手や指、体の動き、顔の表情を組み合わせて、視覚的に表現される独自の文法体系を持つ視覚言語であり、条例を制定することで手話言語の理解が広まり、手話を利用する方々の社会参画が促進できると考えています。
45	区と、区民とが一体となって、条例骨子案の基本理念部分を「条例にすることなく推進していく」ことが望ましいと考えるため、条例制定に反対する。	7	その他全般	D	意見として伺う	ご意見として伺います。障害者基本法第3条の趣旨を踏まえ、条例では手話を言語と定義しています。さらに、障害の特性や障害者の意思に応じて、情報の取得や意思疎通のための手段を選択することができる環境づくりを進めることで、共生社会の実現を目指しています。また、手話は、音声言語ではなく、手や指、体の動き、顔の表情を組み合わせて、視覚的に表現される独自の文法体系を持つ視覚言語であり、条例を制定することで手話言語の理解が広まり、手話を利用する方々の社会参画が促進できると考えています。

NO.	意見の要旨	骨子案の項目		意見への対応		区の考え方
46	障害のイメージを払拭するためにも、「障害者」の表記を「障がい者」に変更してほしい。	7	その他全般	D	意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では障害者の方々と意見交換を行い、最も大切なことは、障害者に対する意識や本質を変えていくことであるとの考えから、表面上の表記にとらわれず、「障害者」としたまま、障害の理解啓発の推進に取り組んでいます。</p>
47	条例では全ての障害者が対象となるものであり、聴覚障害者の言語である「手話」が後回しになる恐れがあるので手話言語条例だけを制定してほしい。	7	その他全般	D	意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>障害者基本法の趣旨である「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を踏まえ、手話言語の普及と多様な意思疎通手段の促進に関する内容を併せた条例を制定し、理解啓発を推進していくことが重要と考えています。</p>
48	条例制定のスケジュールを教えてください。	7	その他全般	E	質問に回答する	<p>ご質問に回答します。</p> <p>パブリック・コメントで皆様からの意見を参考に条例骨子を確定します。その後条例案を6月定例会に上程する予定です。</p>

(仮称) 新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の骨子

1 条例の目的

手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し基本理念を定め、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目的とする。

基本的な考え方

- (1) 手話は言語である。
- (2) ろう者にとって手話は、日常生活や社会生活を送る上で必要不可欠な言語であることを深く認識し、その理解の普及に努める。
- (3) 障害の特性や障害者の意思に応じて、情報の取得や意思疎通のための手段を選択することができる環境づくりを進める。
- (4) 障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。

2 定義

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 手話言語 手や指、体の動き、顔の表情を組み合わせて、視覚的に表現される独自の語彙と文法体系を持つ視覚言語をいう。
- (3) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、平易な表現、パーソナルコンピューター等の情報機器その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。
- (4) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

3 基本理念

手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、次の事項を基本理念として定める。

- (1) 手話は、日常生活や社会生活を送る上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等の意味を持ち、扱うべきものということ。
- (2) 障害者は、情報を取得し、又は自らの意見を発信するに当たり、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を自由に選択する機会が最大限尊重されること。

4 各主体の責務と役割

- (1) 区の責務 区は、基本理念に基づき、手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進すること。
- (2) 区民の役割 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること。
- (3) 事業者の役割
 - ア 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること。
 - イ 事業者は、事業を行うに当たり、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用により、障害者が利用しやすいサービスを提供するよう努めること。

5 施策の推進

- (1) 区は、次に掲げる施策の推進に努める。
 - ア 手話が言語であることへの理解の促進と啓発に関する施策
 - イ 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の選択の機会の確保に関する施策
 - ウ その他区長が必要と認める施策
- (2) 区は、施策の推進に当たっては、障害者基本法に基づき区が策定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき区が定める障害福祉計画との整合性を図るものとする。

6 意見の聴取

区長は、施策を推進するに当たり必要があると認めるときは、障害者その他関係者から意見を聴取する。